

概要

被災者の自殺は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、平成〇年〇月〇日より〇福祉協会に採用され、同年〇月までは研修を受け、〇月から〇センターに配属されて介護職員兼生活相談員として業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日に、〇公園において、自殺により死亡したものである。

請求人は、監督署長に対し、遺族補償一時金及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務に起因するものとは認めることができないとして、遺族補償一時金及び葬祭料を支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

- (1) 新人職員である被災者に対し、本人にあった的確な新人指導が行われなかった。新人職員に対し、いじめに当たるような対応があったのではないか。
- (2) 被災者が休みでも職場の会議に出て、戻ってくる時刻が遅くなったことがあった。休みに会議に出ることは、通常の職場では考えられない。
- (3) ブログや携帯電話の使用時間を見て、帰宅時間が遅いことが分かったため、残業していたのではないかと思ったが、給料明細を見たところ残業が少ないため、残業手当の一部が支払われていないのではないか。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

発症前6か月間において、被災者の業務による心理的負荷の強度は「強」とは評価できないため、被災者が発症した精神障害には業務起因性が認められないと判断した。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

発症前6か月間に起きた精神障害発病に関与したと考えられる業務による出来事の評価については以下のものがある。

ア 被災者は、同じ新規採用職員と共に、同じ建物にある特別養護老人ホームに実地研修に行くことになった。これを職場における心理的負荷評価表に当てはめると、具体的出来事「配置転換があった」に類推し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

修正する視点でみると、この研修は新人の研修であり、通常の業務以外のことはしていない。また、被災者の〇月の時間外労働時間数はデイホームでの業務を含めて25時間13分であり、特養ホームでの業務は過重とは言えず、心理的負荷の強度は「Ⅰ」に修正することが妥当である。

イ 請求人は聴取で「どちらかというと言重労働があったというよりも職場で上司や先輩との折り合いが悪く、いじめがあったことが原因で自殺したのではないかと考えている。」としているが、これを職場における心理的負荷評価表に当てはめると、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に類推し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。なお、職員から被災者へのメール内容などから、具体的出来事「ひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」ことは窺えない。

心理的負荷の強度を修正する視点で見ると、同期採用で同僚の職員は上司・先輩からの指導が自身と比べて被災者に厳しかったことを認めていない。また、他の職員からも具体的ないじめの証言はなかった。上司に対する聴取でも、いじめを窺えさせるような出来事もなく、いきすぎた言動は確認できなかった。

したがって、被災者に対するいじめ、もしくはいきすぎた指導は確認できず、心理的負荷の強度は「Ⅰ」に修正することが妥当である。

ウ 被災者には、判断指針にいう特別な出来事等、心理的負荷が極度のものといえる出来事は認められない。

エ 出来事後の状況が持続する程度に過重性は認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷の評価は、被災者の私生活においてストレスとなるような出来事の有無に関して具体的な証言は得られていない。また、個体的要因も社会生活上に支障を来すような問題は確認されていない。

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められないため、業務による強い心理的負荷が認められず、本件疾病と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。

よって監督署長が請求人に対して行なった遺族補償一時金及び葬祭料を支給しないとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。